

一般社団法人 日本のぞみ葬協会 定款

平成26年9月10日

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本のぞみ葬協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を埼玉県比企郡吉見町大字江和井1593番地1に置く。

(目的)

第3条 当法人は、低廉で真心のこもった葬祭業務を通じて社会貢献の精神を全うする会員の資質及び技能の向上を目的とし、次の事業を行う。

- (1) 葬祭に関する事業
- (2) 葬祭コーディネーターの養成と葬祭指導員の育成
- (3) 葬祭事業開業に関する技能支援と人材育成
- (4) 葬祭コーディネーター技能習得養成講座の開催
- (5) 葬祭コーディネーター情報の交流
- (6) 葬祭に関する広報活動
- (7) その他、当法人の目的達成に必要な事業

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的及び事業に賛同・協力することに同意した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人の別に定める会則による申込みをし、代表理事の承認を得

るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第7条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 3ヶ月以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 総社員の同意があったとき

(退社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第12条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第13条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、会日の5日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第15条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名押印若しくは記名押印又は電子署名をし、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(役員)

第18条 当法人に次の役員を置く。

理事 1名以上4名以内

監事 1名

(役員を選任)

第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第20条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 理事若しくは監事が欠けた場合又は第18条で定める理事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(代表理事の選定及び職務権限)

第21条 理事を複数置く場合には、理事の互選により代表理事1名を定める。

2 理事が1名の場合は、その者を代表理事とする。

3 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を執行する。

(理事及び監事の報酬等)

第22条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第23条 当法人の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第24条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会に報告して承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

第6章 附則

(最初の事業年度)

第25条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年8月31日までとする。

(設立時理事、設立時代表理事等)

第26条 当法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりである。

設立時理事 藤吉 正一

設立時理事 山田 正孝

設立時理事 日高 清志

設立時監事 藤吉 朋子

設立時代表理事 藤吉 正一

(設立時社員の氏名及び住所)

第27条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

氏名 藤吉 正一

住所 埼玉県東松山市大字松山2488番地120

氏名 山田 正孝

住所 埼玉県比企郡吉見町大字和名46番地104

氏名 日高 清志

住所 埼玉県深谷市上柴町西5丁目7番地131

氏名 藤吉 朋子

住所 埼玉県東松山市大字松山2488番地120

(法令の準拠)

第28条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人 日本のぞみ葬協会 設立のため、設立時社員 藤吉 正一、設立時社員 山田 正孝、設立時社員 日高 清志 及び設立時社員 藤吉 朋子 の定款作成代理人である 行政書士 瀬戸 直行 が、電磁記録である本定款を成し、これに電子署名する。

平成26年9月10日

設立時社員 藤吉 正一

設立時社員 山田 正孝

設立時社員 日高 清志

設立時社員 藤吉 朋子

上記設立時社員の定款作成代理人

行政書士 瀬戸 直行